

首都圏広域防災拠点整備協議会(第5回)
会 議 資 料

平成 14 年 7 月 12 日

東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点整備基本計画骨子

平成14年7月12日
首都圏広域防災拠点整備協議会

1. 東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備箇所

東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点は、東京都心臨海部及び川崎市臨海部において、適切な機能分担を行い相互に補完することにより、全体として一つの基幹的広域防災拠点の機能を発揮できるように整備する。

具体的には、周辺施設との連携を図りつつ、東京都心臨海部については有明の丘地区において、川崎市臨海部については東扇島地区において、緊急整備を行うこととする。

なお、浮島地区について、東扇島地区と連携した活用など今後検討することとする。

2. 東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点に確保する機能

(1) 有明の丘地区

有明の丘地区は、被災時においては、国・地方公共団体等の合同現地対策本部を設置し、首都圏広域防災のヘッドクォーターとして機能するとともに、広域支援部隊等のコア部隊のベースキャンプや災害時医療の支援基地、緊急輸送物資の中継基地として機能するものとする。

また、平常時には、本部棟などを活用して広域支援部隊等の合同訓練・研修や人々が防災に関する体験学習などを行うことができるようにするとともに、人々の魅力的な憩いの場として利用するものとする。

(2) 東扇島地区

東扇島地区は、被災時においては、海外からの物資をはじめとした物流に関するコントロールを行うとともに、海上輸送から海上輸

送、河川舟運、陸上輸送等への中継基地や広域支援部隊等の一時集結地・ベースキャンプとして機能する。

また、平常時においては、防災についても意識しつつ、人々の魅力的な憩いの場として利用するものとする。

3. 東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備手法

有明の丘地区、東扇島地区について、以下の方針により関係機関が予算要求等を行うものとする。

(1) 有明の丘地区

有明の丘地区については、国及び東京都の役割分担のもと、合同現地対策本部となる本部棟については、P F I手法の活用等も視野に入れつつ防災施設として整備するとともに、大規模なオープンスペース等の整備については、平常時の利用・管理も考慮し、公園事業により整備する。

(2) 東扇島地区

東扇島地区については、合同現地対策本部のうち物流コントロールセンターとしての事務棟については、国及び地方公共団体の役割分担のもと、P F I手法の活用等も視野に入れつつ防災施設として整備するとともに、大規模なオープンスペース等の整備については、平常時の利用・管理も考慮しつつ港湾事業により国が整備する。

4. 東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の運用・維持管理

東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の被災時の運用については、被災時の広域的な情報・人・物の流れについて整理するとともに、広域的オペレーション実施の体制等を早急に検討し、確立することとする。

なお、被災時の運用・平常時の維持管理に関する費用については、平常時・被災時の利用形態を踏まえつつ、調整する。また、周辺施設との連携についても今後検討するものとする。